



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	本シンポジウムの趣旨. 都市環境法における公私協働
Author(s)	亘理, 格; 吉田, 克己
Description	シンポジウム 「都市環境法における公私協働」
Citation	北大法学論集, 59(6), 169-174
Issue Date	2009-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38366
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-6_p169-174.pdf



シンポジウム

都市環境法における公私協働

主催

「市場環境・生活環境の秩序形成における公私の協働——
《公共圏》の実定法学的構造」プロジェクト

目次

本シンポジウムの趣旨

報告一 まちづくりにおける私法と公法の交錯

——私道の通行をめぐる最近の民事裁判例を手がかりにして——

報告二 産業廃棄物規制における公法的手法と私法的手法

報告三 公共事業紛争における公法と私法の交錯——都市施設の設置を巡る訴訟を題材に——

質疑応答

亘理

格・吉田 克己

秋山 靖浩

北村 喜宣

越智 敏裕

本シンポジウムの趣旨

亘理 格
吉田 克己

本シンポジウムは、科学研究費・基盤研究（A）「市場環境・生活環境の秩序形成における公私の協働」（代表者・吉田克己教授）に基づく研究活動の一環として、二〇〇八年三月四日（火）、「都市環境法における公私協働」と題して北海道大学において開催されたものである。

シンポジウムでは、まず、早稲田大学准教授で民法学の秋山靖浩氏、上智大学教授で行政法・環境法が専門の北村喜宣氏、同じく上智大学教授で行政法・環境法が専門の越智敏裕氏に、それぞれご報告をお願いした。ご報告のテーマとして「まちづくり法」、「産業廃棄物法」、「公共事業法」という三分野を選び、それぞれ公私協働との関係という視点からのご報告をお願いした。これに対し、三名のご報告者からは、以下のような論題によるご報告を頂戴することができた。

秋山靖浩氏「まちづくりにおける私法と公法の交錯——私道の通行をめぐる最近の民事裁判例を手がかりにして——」
北村喜宣氏「産業廃棄物規制における公法的手法と私法的手法」

越智敏裕氏「公共事業紛争における公法と私法の交錯——都市施設の設置を巡る訴訟を題材に——」
以上のご報告を踏まえ、後半では、報告者及び参加者の相互間で活発な質疑応答が繰り広げられた。

司会・亘理格

予定の時刻がまいりましたので、シンポジウム「都市環境法における公私協働」を開始させていただきます。私は、司会を務めさせていただきます北海道大学の亘理です。

本日は、環境法の中から三つの分野を取り上げておりまして、秋山先生にはまちづくり法、北村先生には産業廃棄物法、越智先生には公共事業法という各テーマについてご報告をお願いしています。その三つの環境法分野を取り上げる中で、環境法における公私協働について考えていきたいという趣向です。ここで公私協働というのは、公的主体と私的主体との協働という意味だけではなく、環境法における公法と私法の交錯という意味も含めたかなり広い意味で、この研究会では使っております。そのような広い意味での公私協働が、三つの環境法の諸分野においてどのような形で現れ、顕在化しているかといったようなことを本日のシンポジウムの中で検討していきたいと考えています。

そこで、最初に、この研究会の代表者であります北海道大学の吉田克己先生から、開会のご挨拶を頂戴したいと思います。まず。

吉田克己

北海道大学の吉田克己でございます。本日（二〇〇八年三月四日）は、私どもの科研基盤A研究会のためにお集まりいただき、どうもありがとうございます。私どもの研究会は、「市場環境・生活環境の秩序形成における公私の協働」

をテーマにしています。このテーマが示していますように、本研究会の研究対象は、大別しますと、市場環境——この中心は競争ということになりましょう——の問題と生活環境の問題の二つです。これらの領域を想定して、現代における公私協働のあり方を考えようというわけです。

ここで本年度一年間の私どもの研究活動を振り返ってみますと、この二つの研究領域のうちではどちらかといいますと市場環境、つまり競争の問題に重点を置いてきたように思います。といいますのも、昨年一〇月に日本私法学会がございまして、そのシンポジウムのテーマが「競争秩序と民法」で、その中心を私どもの研究会が担ったからです。私が企画責任者となり、報告者についても六名中の五名を科研研究会のメンバーから出しました。このシンポジウムの報告の基になりました論文は『NBL』八六三号（二〇〇七年）に掲載されています。また、報告に基づくシンポジウムの議論は、間もなく公刊される『私法』第七〇号に掲載されます（後日の追記…同誌は、二〇〇八年四月三〇日に刊行された）。シンポジウムの内容については、これらを参照していただければ幸いです。私は、この私法学会シンポジウムが市場環境に関する私たちの研究活動の一つの集約点になったのではないかと思っています。

という次第で、今度は、生活環境についての研究活動の推進が課題となってきたわけです。実は、環境に関しましては、二〇〇五年三月に私どもの科研基盤A研究会、正確には本研究会の前身になりますが、その主催でシンポジウムを開催しています。テーマは、「環境秩序への多元的アプローチ—実定法学のクロスロード」というものでした。報告者は、行政法学者であり本日の司会を務められている亘理格先生、刑法学者である慶應義塾大学の伊東研祐先生、民法学者である学習院大学の水野謙先生、同じく民法を専攻する私・吉田克己の四名でございました。この報告内容と議論状況は、北大法学研究科の紀要である『北大法学論集』第五六卷三号～四号（二〇〇五年）に掲載されています。

このシンポジウムは、人数だけで比べるのは問題ですが、報告者四名中二名が民法専攻ということで、どちらかとい

うと民法からのアプローチに重点があったという印象があります。そこで、環境に関する二回目のシンポジウムになる今回は、行政法に重点を置いて環境法とりわけ都市環境法にアプローチしてみようと考えたわけです。そのような次第で、オーガナイズを亘理先生にお願いし、亘理先生のご尽力で行政法からの報告者として環境法の分野での第一人者である上智大学の北村喜宣、越智敏裕両先生をお招きすることができました。両先生には、私どもの依頼をご快諾いただきましたことに心から御礼申し上げる次第でございます。

また、私たちのシンポジウムは、複数の実定法領域から報告者を立ててその観点をぶつけるということを目的のひとつとしています。そこで、行政法だけではなく民法からも報告者を立てようということで、私どもの科研のメンバーである早稲田大学の秋山靖浩先生に民法からの報告をお願いした次第です。秋山先生は、都市環境法における公私の交錯という問題の第一人者でありますので、今回のシンポのテーマからして最適任と考えた次第です。

このように、報告者の構成においてすでに公私協働あるいは公私交錯の観点が出ていますが、各報告のテーマとしても、それぞれ公私協働ないし公私交錯を論じることが予定されています。本日の全体テーマである「都市環境法における公私協働」が大いに深まることを確信しております。このシンポジウムが、ご参加の皆様の活発なご議論を誘発する機会となれば大変幸いと思っております。なお、本日の報告と議論は、『北大法学論集』に掲載して学界の共有財産にしたいと思っております。ご参加の皆様にはその点に対してもどうかよろしく願います。次第でございます。ありがとうございます。